

子育て配慮改修の別紙

※補助対象になるかどうか分からない場合は、個別に事前協議してください。

1. 子どもや妊婦にとって安全・安心な環境をつくる工事

1.1 衝突による事故を防止する

- ・壁の出隅、柱、作り付け家具の角は安全対策を施す。(R加工など角を丸い形状にする)
例：壁の出隅、柱、造り付け家具等の角にベビーガード(クッション)を取り付ける。
- ・ドアは開閉による衝突が生じにくいものとする(引き戸、開き戸の場合は小窓付きのものを採用、ドアストッパーの設置など)

1.2 転倒による事故を防止する

- ・専用部分(居間、玄関・浴室・バルコニーの出入り口等)の床の段差は、できる限り小さくする。
- ・浴室や洗面所・脱衣所の床の床面は水に濡れても滑りにくく、また、万一の転倒時に備えてクッション性のある仕上げとする。
例：床をクッションフロアに貼り替える、又は滑り止めシールを貼る。
- ・玄関、トイレ浴室等に子どもの使いやすい手すりを設置する、又は設置できる構造(下地処理)とする。
- ・玄関、廊下等にセンサーライトやフットライト(足元灯)を設置する。又はフットライトを設置できるように玄関にコンセントを設ける。
- ・玄関アプローチの床は滑りにくい材料を使用する。

1.3 転落による事故を防止する(バルコニー、窓、階段等)

- ・バルコニーに転落防止のために設置される手すりは、転落の防止に効果的な構造(足がかりのない構造、手すりの高さ、手すりの間隔、手すりと床面との隙間など)とする。
- ・室外機置場・資源用ゴミ箱等の設置スペースは、手すりをまたぐ足がかりとならない安全な位置にスペースを確保する。
- ・バルコニーに面する窓は子どもが勝手に入れない構造の錠とする。(ダイヤル錠、補助錠の設置など)
- ・2階以上の窓には転落の防止に効果的な手すりを設ける。(手すりの高さ、間隔、手すりと窓台との隙間など)
- ・階段は子どもが安全に昇降できる寸法・形状とする。(所要の勾配、蹴上げ・踏面の寸法、踊り場のある折れ階段など)
- ・階段の子どもの使いやすい高さに手すりを設置する。
- ・階段踏面に滑り防止の部材を設置する。
例：子どもが階段を上り下りするようになった時期に、滑り止めのマットやテープを張り付ける。
- ・段差を認識しやすい照明を設置する。(照明の明るさ・位置等、フットライトの設置など)

1.4 ドアや窓での指つめ・指はさみを防止する

- ・ドアは指つめ・指はさみを防止する構造とする。(引き戸の引き残しの確保、ドアストッパー機能付きのドアの採用、取っ手の面取りなど)
例：子どもの手の届かない位置などにドアストッパーを取り付ける。ドアのヒンジ部分に指

はさみ防止カバー・スクリーン・クッション等を取り付ける。

- ・窓サッシは指つめ・指はさみを防止する構造とする。(指はさみ防止ストッパー、引き残しの確保など)

1.5 危険な場所への侵入や閉じ込みを防止する

- ・キッチン、浴室、階段等への侵入を防ぐチャイルドフェンスを設置する(造り付けに限る)、又は設置で構造とする。(袖壁、下地処理等)

例：造り付けのチャイルドフェンスを設置する。

- ・浴室、トイレ等のドアは、子どもの侵入や閉じ込みを防止するものとする。(チャイルドロックの設置、閉じ込み時に外側から解錠できるものなど)

例：子どもの手の届きにくい位置に鍵を取り付ける。

1.6 感電や火傷を防止する

- ・コンセントは感電を防ぐ工夫をする。(高い位置への設置、カバー付きコンセントなど)

例：コンセントカバーを取り付ける。

- ・浴室の給湯用カランによる火傷を防ぐ工夫をする。(埋め込み式カラン、火傷防止用カバー、サーモスタット式水栓など)

例：カラン・配管に火傷防止テープ、筒状の給水管用の保温チューブを巻き付ける。

- ・据え付けの調理器は、火傷を防ぐ安全機能付きのものとする。(チャイルドロック、立ち消え防止など)

1.7 子どもの様子を把握しやすい間取りとする

- ・キッチンからリビング等の子どもの居場所や水まわりへの見通しを確保する。

例：子どもの様子を把握できる見守りカメラを設置する。(お昼寝時などに利用)

1.8 不審者の侵入を防止する

- ・玄関ドアは防犯性の高いものとする。(二重ロック、ディンプルキー、ピッキング・サムターン回し等への対策など)

- ・室内から玄関の外側との通話機能を有したカメラ付きインターホンを設ける。

- ・窓サッシは防犯性の高いものとする。(防犯合わせガラス、補助錠、振動アラームなど)

例：窓に防犯フィルムを貼る、振動アラームを取り付ける。

- ・接地階や縦樋近くのバルコニーは侵入を防止する構造とする。(面格子、パネルスクリーン等の設置)

- ・玄関灯を設置し、防犯上有効な明るさ(照度)を確保する。

1.9 上記以外の工事

- ・家具及び家電の転倒、落下防止対策をする。

- ・食器棚や吊り戸棚等の扉の開きを防止する。

2. 子どもの健やかな成長を支える環境をつくる工事

2.1 キッチンの広さと使いやすさを確保する

- ・キッチンが子どもが手伝いをしやすい広さと使いやすさを確保する。
- ・キッチンに多目的のカウンター（子どもがお絵かき・勉強をしたり、パソコンを置いて調理のレシピを検索したりできるなど）や作業台（子どもが調理の手伝いをできるなど）を設置する。

2.2 リビングの広さと使いやすさを確保する

- ・リビングを中心とした間取りとする。（リビングからキッチン・水まわりの見通しの確保、回遊性のある動線、リビング階段など）
- ・リビングは親子でくつろぎ、子どもが遊び・勉強ができる広さとする。
- ・リビングに、子どもの学習（お絵かきや宿題等）や親子のパソコン作業などができるカウンタースペースを設けるなど、使いやすさに配慮する。
- ・リビングに隣接した場所に、お昼寝スペースとなり、また安心して遊ぶことのできる和室等を確保する。

2.3 浴室や洗面・脱衣室の広さと使いやすさを確保する

- ・浴室は親子で入浴できる広さとする。
- ・洗面、脱衣室は親子で使える広さとする。
- ・浴室コールを設置する。
例：呼び出しチャイムを設置する。

2.4 トイレの広さを確保する

- ・トイレはトイレトレーニングがしやすい広さを確保する。
- ・子どもが使いやすい節水型トイレを設置する。

2.5 子どもと過ごす時間を増やすため家事の軽減等に役立つ設備を設置する

- ・家事軽減のため、自動お湯はり等のフルオート機能を持つユニットバス及びエコキュートを設置する。
- ・家事軽減のため、食器洗浄乾燥機内蔵及びスライド収納のあるシステムキッチンを設置する。
- ・手が届きやすいよう電動の吊り戸棚を設置する。

2.6 寝室の広さと使いやすさを確保する

- ・寝室（就寝スペース）は親子と一緒に寝られる広さを確保する。
- ・寝室（就寝スペース）から台所・トイレ等の頻繁に使用する空間への効率的な動線を確保する。

2.7 子どもの自主性を育てる収納や設備の工夫をする

- ・子どもが自分で整理整頓できる専用の収納スペースを設ける。
- ・開き戸の取っ手は、子どもが自分ひとりで開閉しやすいものとする。（レバーハンドル、スイングノブ、プッシュハンドルなど）
- ・浴室の水栓は、子どもが自分ひとりで開閉しやすいレバーハンドル式水栓とする。
- ・電気スイッチは子どもの手の届く高さに設置し、操作しやすいワイドスイッチ等とする。

2.8 土や水に触れられる環境を確保する

- ・土いじりや水遊びができる庭を設ける。

- ・水遊びやバーベキューができるバルコニーを設置する。

2.9 子どもの成長に合わせて個室を確保する

- ・子ども部屋を確保できる住宅の広さを確保する。
- ・子どもの成長に合わせて間取りを容易に変えられる工夫をする。(可動間仕切り壁、スライドドア、変更後の居室を想定したドア・電気スイッチ・コンセントの設置など)

2.10 上記以外の工事

- ・将来のために子ども部屋の天井を高くし、ロフトを設ける。

3. 快適に子育てできる環境をつくる工事

3.1 快適性向上のための工夫をする

- ・リビングの既存サッシを断熱サッシに取り替える。
- ・リビングと子ども室を床暖房システムに改修する。
- ・子ども室の既存サッシを遮音サッシに取り替える。

3.2 収納スペースの広さと使いやすさを確保する

- ・広くて使いやすい収納スペースを確保する。
- ・住宅内の適所(玄関、キッチン、リビング、洗面・脱衣室等)に、使いやすい収納スペースを確保する。

3.3 家事動線に配慮した間取りとする

- ・効率的に家事ができる動線とする。(料理をしながら洗濯しやすい家事動線、回遊性のある動線、洗濯スペースと洗濯物干しの近接など)
- ・家事をしながら子どもの見守りがしやすい動線とする。

3.4 掃除がしやすい仕上げや設備の工夫をする

- ・床、壁は汚れにくく、清掃しやすい仕上げとする。
例：床をフロアタイルに貼り替える
- ・キッチンや洗面所の水栓は、伸縮式シャワー水栓とする。

3.5 雨の日や花粉の多い日でも洗濯物を干せる工夫をする

- ・浴室、脱衣室に洗濯物を干せるようにする。(換気暖房乾燥機、吊り下げ式物干し設備など)
- ・サンルームを設ける。

3.6 上記以外の工事

- ・ベビーカーの安全な乗降のために、玄関から敷地外までスロープを設置する。
- ・雨の日でも車に乗降しやすいよう、玄関ポーチ上部に庇を設置する。